護計画の作成
介護計画の作成
計画の作成
所介護計画の作成

に改める。

別表第四指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中

第九十九条第四
第百五条の十二

を

第九十九条

第五項の規定による療養通所介護計画の交付

を

第十一条第四項の規定
第五十二条第四項の規

第四項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の交付

に改め、同表指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中

第十一条第四項の規定による夜間対応型訪問介
第二十七条第四項の規定による地域密着型通所
第四十条の九第五項の規定による療養通所介護
第五十二条第四項の規定による認知症対応型通

を

護計画の交付
介護計画の交付
計画の交付
所介護計画の交付

に改める。

（独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第十条　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第十一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二及び第三十四条の三十六中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「重要事項に関する規程」の下に「（以下この節において「運営規程」という。）」を加える。

第四十二条の十二中「重要事項に関する規程」の下に「（以下この節において「運営規程」という。）」を加える。

第五十四条第四号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第四項」に改める。

第六十三条第六項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十三条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「聞く」を「聴く」に改める。

第四十四条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第八十五条中「、第三十九条」の下に「（第五項を除く。）」を加える。

（介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第十五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第三号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改める。

附　則

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中介護保険法施行規則第二十三条第一号の改正規定、同令第百四十条の四十三第一項の改正規定、同令別表第一の改正規定及び同令別表第二の改正規定並びに第二条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第二十五条第一項第二号の改正規定及び同令別表第一の改正規定（同表第一号に係る部分に限る。）は、平成二十八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項第一号中「胃部エックス線検査」を「次に掲げるいずれかの検査」に改め、同号に次のように加える。

イ　胃部エックス線検査

ロ　胃内視鏡検査